

- (五) 情報部
- (六) 出政部
- (七) 共済部
- (八) 青年部
- (九) 事業部

第三十六條 専門部ノ事業執行ニ关スル責任ハ執行委員会之ヲ行ノモノトス

役員

第三十七條 本組合ニ在リ役員ヲ置ク 執行委員長一名 執行委員 若干名

書記若干名

第三十八條 執行委員長ハ大会ニ於テ選出シ本組合ヲ代表ス

第三十九條 執行委員ハ大会ニ於テ選出シ連帯ノ責任ヲ以テ会務ヲ執行ス

第四十條 書記ハ執行委員會 宛テ任命シ、事務執行ヲ補助ス

第四十一條 役員ノ任期ハ大会ヲ次期大会迄トスノ理ニ責任ヲ妨ケス

第四十二條 役員ニシテ缺員ヲ生ジシル場合ハ拡大執行委員會ニ於テ選出 補充スルヲ得

會計

第四十三條 (一) 本組合費ハ一月金五拾銭トシ、(二) 本組合ノ経費ハ大会ニ於テ

決定シタル限リ之ヲ會費ニ基クモノトス

第四十四條 本組合ノ入会金ヲ全シ於テ

第四十五條 組合費ノ以テ得タルノ経費ヲ能ハサル時ハ拡大執行委員會ノ決議ヲ

全テ臨時徴収スルコトヲ得

第四十六條 本組合ノ入会金及組合費ハ如何ナル場合ト雖モ返還セス

第四十七條 本組合ノ決算ハ毎年三月末大会ニ於テ承認ヲ終ルモノトス、但シ本組合會

計年度ハ大会開催日二ヶ月前ヲ以テス

補則

第四十八條 本組合、議事ハ特別ノ規程ナキ限り過半数ヲ以テ決シ可否同額ナル時ハ議長

之ヲ決ス

第四十九條 本組合ノ規約ハ大会出席代表議員三分ノ二以上ノ賛成アルニ非テ変更

スルコトヲ得ズ

第五十條 大会、執行委員会、文部委員会、地区委員会 各専門部ノ内規ハ別ニ

シテ之ヲ定ム

第五十一條 本組合、事々所ヲ東京府内ニ置ク

第五十二條 本規約ハ一九二九、三、三日ヨリ之ヲ實施ス